

銀行担当者のコンピュータの誤入力と定期預金の預金者認定

(平成10・7・14東京地裁民事第三三部判決、平成九年(ワ)第一五八七七号不当利得返還請求事件、請求認容【確定】)

判決要旨

本件定期預金の預金者は出捐者である太郎であり、銀行担当者が定期預金の名義人をコンピューターに入力する際、太郎と入力すべきところを一郎と誤って入力したために一郎名義の預金

が存在するかのような外観が作られたことにより支払われたにすぎず、一郎(の相続人)が右預金を取得する理由はない。

参照条文

民法七〇三条(不当利得の要件と効果) 法律上ノ原因ナクシテ他人ノ財産又ハ勞務ニ因リ利益ヲ受ケ之カ為メニ他人ニ損失ヲ及ホシタル者ハ其利益ノ存スル限度ニ於テ之ヲ返還スル義務ヲ負フ

一 甲野太郎(補助参加人、以下「太郎」といふ)は、土地を売却し、多額の資金を有していたが、これを多数の預金に分割し、その預金管理を末弟である甲野次郎(以下「次郎」といふ)に任せていた。次郎は太郎の資金を使用して、X銀行において定期預金の預け入れをしたが、この際は、預金者名義を甲野一郎(以下「一郎」といふ)とし、定期預金入金票上の住所は出捐者である太郎の住所とした。



その後、次郎は定期預金を解約したが、各預金証書の払戻金受領欄には、次郎が一郎の氏名を記載し、太郎から預かって印鑑を押捺して解約を行った。同日、次郎は、解約した三口の定期預金元利合計の一部を除いて定期預金に預け入れたが、この際にも、預金者名義は一郎、定期預金入金票上の預金者の住所は太郎とした。次郎はその後同じ方法で定期預金を解約した。

さらに、次郎はその定期預金元利合計の一部を除いて定期預金に預け

入れようと考えたが、今度は太郎名義で(住所も太郎の住所で)定期預金入金票を作成し、これをXの窓口担当者に交付した。

ところが、この際Xのオペレーターは、太郎の名前と太郎名義の口座番号を入力しなければならぬところ、一郎の名前と一郎名義の口座番号を入力してしまった。他方、その際に発行した預金証書には太郎の氏名を記載したため、預金証書上は太郎のコンピューターの記録上は一郎の定期預金(本件定期預金)が存在する形となった。

Xでは定期預金の満期前に預金者に満期の通知をすることとしていた

ので、Xからコンピューターの記録上の預金者である一郎あてに本件定期預金が満期になる旨の通知がされた。一郎はすでに死亡していたので、通知を受けた相続人Y(一郎の妻)は、本件定期預金証書・本件定期預金の届出印が見当たらなかったため、X銀行支店に赴き、本件定期預金の預金者名義をYに書き替えることと定期預金証書を再発行することを依頼し、Xはこれに応じた。Yは再発行された定期預金証書を使って本件定期預金の解約を申出、XはYに元利合計四三三万余円を払い渡した。

その後、次郎が太郎名義の定期預金証書を持参して本件定期預金の払戻金を請求したことから、Xは、調査

の結果、誤りを発見したものである。Xは、Yが支払を受けた本件定期預金は一郎のものではなく、Yが相続によって取得するものではないから、Yは何ら法律上の原因なくして金四三三万余円を利得したのであり、不当利得としてXに返還すべきものであると主張したのが本件である。

二 本判決は、本件定期預金の払戻は、Xの担当者が本件定期預金の名義人をコンピューターに入力した際、太郎と入力すべきところを一郎と誤って入力したため、一郎名義の定期預金が存在するかのような外観が作られたことよってなされたものであると認められるのであるから、Yがこの預金を取得する理由がないことが明らかであり、Yは、遺産分割により本件定期預金を相続したと主張するも、遺産分割の対象は、被相続人の財産に属した権利義務であるところ、本件定期預金の預金者は太郎であって一郎ではないとして、Xの請求を認容した。

三 預金者の認定について判例は、いわゆる客観説をとり、自己の預金とする意思で、自らの出捐により、本人自らまたは代理人、使者、機関等を通じて預金契約をした者が預金者であるとしている(最二判昭和五二・八・九民集三一巻四号七四二頁、本誌五三二号六頁はか)。本件では、太郎の資金が本件定期預金の原資と

なっていることから、太郎が出捐者であること認定し、本件もこの立場に立つ。

四 銀行の事務処理上の過誤が原因となり事後的に不当利得に基づく返還請求がなされた事案は公刊物上も散見される(銀行の手違いで満期通知を預金者ではなく預金名義人に払い戻した定期預金につき預金名義人に対する不当利得返還請求が認められた事例として、浦和地判昭和五七・五・一九判時一〇六二号一二二頁、銀行のコンピュータの操作ミスにより不渡手形の支払を受けた者に対する不当利得返還請求が認められなかった事例として、福岡地判昭和五三・四・二二金法八八一号五〇頁がある)。そもそも銀行の過誤がなければ生じなかった事件であるが、本件は日常の預金実務において、初動姿勢の正確さが重要であることを如実に示す事案であり、実務上参考になると思われるので、紹介する。

判決

〈当事者〉(編集注・一部仮名)

原告 株式会社東京相和銀行
右代表者代表取締役 小島 瑞 蓮
右訴訟代理人弁護士 木村 濱 雄
同 木村 康 則
同 磯 谷 文 明

同 本橋 一樹

右訴訟復代理人弁護士 森 裕子
補助参加人 甲野 太郎

右訴訟代理人弁護士 岩 本 公 雄
同 若 林 実
被告 甲野 梅子
被告 黒 岩 哲 彦

【主 文】

- 一 被告は原告に対し、金四三三万〇一〇円及びこれに対する平成九年八月二六日から支払済みまで年五パーセントの割合による金員を支払え。
- 二 訴訟費用は被告の負担とする。
- 三 この判決は仮に執行することができ

【事 実】

- 第一 当事者の求めた裁判
一 請求の趣旨
主文同旨
- 二 請求の趣旨に対する答弁
1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- 第二 当事者の主張
一 請求の原因

(以下「一郎」という)の口座番号を入力したため、コンピュータ上において一郎名義の定期預金が存在するかどうか外観が作られた。

3 被告は、一郎の妻であるが、一郎は平成三年四月一日から一〇日までの間に死亡した。

4 平成四年三月初めころ、原告は一郎方に、本件定期預金の満期が同年五月二日ころ到来する旨の通知をした。

5 平成四年七月一〇日ころ、被告は原告に対し、一郎名義の本件定期預金を相続したが、定期預金証書及び印鑑が見当たらないので、本件定期預金を被告名義に変更した上、届出印鑑も変更し定期預金証書を再発行してほしい旨の申し入れを行ったので、原告は被告名義の定期預金証書を再発行して被告に交付した。

6 平成七年一月六日ころ、被告は本件定期預金の解約を申し入れ、払い戻しを請求したので、原告は元利合計金四三三万〇一〇円を支払った。

7 前項において被告が支払いを受けた本件定期預金は、一郎のものではなく、被告が相続によって取得するものではないから、被告は何ら法律上の原因なくして前項の金四三三万〇一〇円を利得したのであり、不当利得として原告に返還すべきものである。

8 よって、原告は被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、金四三三万〇一〇円及びこれに対する訴状送達の日

の翌日から支払済みまで民法所定の年五パーセントの割合による遅延損害金の支払いを求める。

二 請求原因に対する被告の認否及び主張
1 請求原因1は否認する。

2 同2のうち、コンピュータ上においては、一郎名義の定期預金が存在するかどうか外観があることは認め、その余は否認する。

3 同3ないし6は認める。
4 同7は争う。

5 一郎の遺産分割について、平成六年二月六日、相続人である被告、甲野春夫、次郎、太郎、甲野花子間で遺産分割協議が成立し、その四条で、預金については「各人が通帳等を保管し又は払戻を受けたものは、その者が取得する」とされた。被告は、右遺産分割協議に基づき、本件定期預金の払戻を受けたものである。

三 請求原因に対する補助参加人の認否
1 請求原因1は認める。
2 同2は不知。
3 同3は認める。

4 同4、5は不知。
5 同6、7は認める。

【理 由】

一 前争いのない事実、甲一ないし一〇、三〇、三一、丙一ないし三、証人甲野次郎、証人乙川の証言並びに弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。
1 太郎は、昭和五九年九月、その所有する土地を代金九六五七万円売却し

(丙三)、多額の資金を有していたが、これを多数の預金に分割しており、その預金管理を、末弟である次郎に任せていた。そこで、次郎は、昭和六一年八月二七日、太郎の右資金を使用して、原告梅島支店において金一五五万円の定期預金預け入れをしたが、この際、預金者名義を一郎とした(甲一、二)。ただし、この定期預金入金票(甲一)上の預金者の住所は資金の権利者である太郎の住所(甲七)が記載された。また、同日、次郎は、同様に太郎の資金で金八二万円の定期預金を預入れたが、この預金者名義も一郎とした(甲三、四)。この際にも、定期預金入金票(甲三)上の預金者の住所は資金の権利者である太郎の住所が記載された。さらに、次郎は、同月二八日、やはり太郎の資金を使用して、同様に金九八万円の定期預金を預け入れたが(甲五、六)、この預金者名義も一郎とした。この際にも、定期預金入金票(甲五)上の預金者の住所は資金の権利者である太郎の住所が記載された。平成二年九月十七日ころ、次郎は、これら三口の定期預金を解約したが、その際、各預金証書(甲一、四、六)の払戻金受領欄には、次郎が一郎の氏名を記載し、太郎から預かって印鑑を押捺した。

2 平成二年九月十七日ころ、次郎は、前示解約した三口の定期預金元利合計金三七六万六五二九円のうち、金三七六万円を定期預金に預入れたが、この際にも、預金者名義は一郎とした(甲八、九)。ただし、この際にも、定期預金入金票(甲八)上の預金者の住所は資金の権利者である太郎の住所を記載した。平成三年五月二日、次郎は右定期預金を解約したが、その際、預金証書(甲九)の払戻金受領欄には、次郎が一郎の氏名を記載し、太郎から預かって印鑑を押捺した。

3 次郎は、平成三年五月二日、前示のとおり、元金三七六万円の定期預金を解約したが、その元利合計金三八二万四六二円のうち金三八二万円を定期預金にしようと考え、同日、今度は、太郎名義で(住所も太郎の住所で)定期預金入金票(甲一〇)を作成し、これを原告の窓口担当者に交付した。右入金票を受領した原告のオペレーターは、本来、この入金票に基づいて、太郎の名前と太郎名義の口座番号を入力しなければならぬところ、実際には、従前の名義人である一郎の名前と一郎名義の口座番号を入力し、他方、その際に発行した預金証書(丙二)には太郎の氏名を記載したため、預金証書上は太郎の、コンピュータの記録上は一郎の本件定期預金が存在する形となった。

4 その後、原告では定期預金の満期前に預金者に満期の通知をすることとしていたので、本件定期預金の満期前の平成四年三月初めころ、原告からコンピュータの記録上の預金者である一郎宛に、本件定期預金が満期になる旨の通知がされ、これを受けた被告は、一郎が前年に

死亡していたが、その遺品中に本件定期預金証書が見当たらず、また、本件定期預金の届出印も見当たらなかったことから、同年七月一日ころ、原告梅島支店に赴き、本件定期預金の預金者名義を被告に書き替えることと定期預金証書を再発行することを依頼し、原告はこれに応じて、被告名義の定期預金証書(甲三二)を再発行した。その後、平成七年一月六日ころ、被告はこの再発行された定期預金証書を使って本件定期預金の解約を申し、原告はこれに応じて、元利合計四三三万〇一一〇円を被告に払い渡した。ところが、平成九年二月二六日、次郎が太郎名義の定期預金証書(丙二)を持参して本件定期預金の払戻を請求したことから、原告は、調査の結果、前示誤りを発見するに至った。

二 以上の事実によれば、本件定期預金の原資となった前示各定期預金の出捐者は太郎であり、したがって、本件定期預金の預金者は太郎であるところ、平成七年一月六日ころ、原告が被告に対して本件定期預金の払戻として支払った金四三三万〇一一〇円は、原告従業員が本件定期預金の名義人をコンピュータに入力した際、太郎と入力すべきところを一郎と誤って入力したため、一郎名義の定期預金が存在するかのような外観が作られたことにより支払われたものであると認められるのであるから、被告がこの預金を取得する理由がないことは明らかである。

三 なお、被告は、遺産分割により本件定期預金を相続したと主張するが、遺産分割の対象は、被相続人の財産に属した権利義務であるところ、前述のとおり、本件定期預金の預金者は太郎であって一郎ではないのであるから、被告の主張を認めることはできない。

四 以上によれば、本訴請求は理由があるのでこれを認容し、訴訟費用の負担について民法六一一条、仮執行宣言について同法二五九条を各適用して、主文のとおり判決する。

裁判官 佃 浩一